

募金趣意書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うご支援のお願い

ー 学生のために皆様の力をお貸してください ー

鶴岡高専人財育成基金は、本校の学生支援、本校教職員の教育研究振興等に資することを目的として、平成29年5月31日に設立し、本校学生に対する奨学金、海外留学支援等の学生支援事業や、本校の教育研究環境の充実、研究者等の教育研究支援事業等に活用してまいりました。

このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本校では、授業開始時期の繰下げや遠隔授業の導入、学生寮の一時閉鎖等、感染抑止に向けた措置を講じております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計支持者の収入激減や学生本人のアルバイト収入の減少等の経済上の理由により、就学の継続が困難になっている学生が急増することが想定されます。

本校といたしましては、意欲のある本校学生が、経済上の理由により就学を断念することがないように、学生への支援を迅速に行うこととし、本校学生に対する貸与型奨学金の資金確保のため、当該基金において募金活動を実施いたします。

*なお、ご寄付は上記目的として活用し、残余があった場合にはその他影響による学生支援策等へのご支援として活用させていただきます。

本校は、どのような状況においてもすべての学生に質の高い教育が提供できるよう、『自学自習・理魂工才』をモットーに、豊かな人間性と創造性に富んだ技術者及び研究者の育成を目指し、専門教育と教養教育を融合した実践的教育を授け、地域産業に貢献できる、グローバルに活躍できる指導的人材を輩出していくために、最大限の努力をしてまいります。本校の学生が、誰一人として不本意にも経済上の理由により就学を断念することがないように、皆様の厚いご支援とご協力を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、募金の趣旨に御賛同いただき、学生への支援充実並びに本校発展のため、格別の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月13日

独立行政法人国立高等専門学校機構

鶴岡工業高等専門学校

校長 高橋 幸司

本基金の目的

1. 本校学生に対する奨学金、課外活動助成、海外留学支援等の学生支援事業
2. 本校の国際学術交流事業、学生の国際交流事業
3. 本校の教育研究環境の充実、研究者等の教育研究支援事業
4. 地域社会との連携事業（公開講座・講演会の開催等）、卒業生・同窓会等との連携事業
5. 本校の教育研究等施設整備、アメニティの向上等のキャンパス整備事業
6. その他、基金の目的達成に校長が必要と認めた事業

募金要項

1. 募金団体

独立行政法人国立高等専門学校機構 鶴岡工業高等専門学校

2. 募金期間

平成 29 年 9 月から募金を開始し、恒久的事業として募金活動を行っております。

3. 募金の額

個人の方：一口 1,000 円

法人の方：一口 10,000 円

4. 募金の対象

本事業に賛同する法人等（企業・団体等）及び個人

5. 申込み及び払込み方法

「鶴岡高専人財育成基金」寄附金申込書にご記入いただき、下記に郵送、F A X又はメールで送付いただくとともに、寄附金を下記の口座に振り込みをお願いします。

・寄附金申込書送付先

〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田 104

鶴岡工業高等専門学校総務課財務係

F A X 番号：0235-24-1840

メールアドレス：zaimu@tsuruoka-nct.ac.jp

・寄附金振込先

○ 荘内銀行本店営業部

口座種類 普通預金

口座名義 鶴岡高専人財育成基金

口座番号 1 1 3 1 4 9 1

○ ゆうちょ銀行

口座種類 振替口座

口座名義 鶴岡高専人財育成基金

口座記号番号 0 2 2 6 0 - 1 - 1 4 2 0 9 4

※ホームページに掲載されています『振込依頼書』をダウンロードして利用の上、荘内銀行本支店からお振り込みいただく場合、振込手数料は不要となります。その他の銀行、ゆうちょ銀行をご利用の場合につきましては、大変恐縮に存じますが、振込手数料のご負担をお願い申し上げます。

6. 寄附に対する税制上の優遇措置・所得税

所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）及び法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄附金（法人税法第37条第3項第2号）として財務大臣から指定されています。

従って、寄附金については次のような優遇措置が講じられます。

○個人寄附

……2千円を超える部分について当該年所得の40%を限度に当該年の所得から控除

○法人寄附

……全額損金算入 寄附金の全額を損金に算入することができます。

（寄附額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）〔法人税法第37条3項第2号〕

・個人住民税

都道府県、市町村の条例で独立行政法人国立高等専門学校機構が寄附金税額控除の対象とされている場合、所得税の寄附金控除に加えて、住民税の控除が受けられる場合があります。

詳しくは、居住している都道府県・市区町村にお問い合わせください。

・寄附金控除を受けるための手続きについて

所得税の確定申告時期に、金融機関より受領した「振込金受取書」や「振替払込請求書兼受領書」又は本校が発行した「領収書」を添えて所轄の税務署に「確定申告書」を提出して下さい。

7. 寄附者の顕彰

鶴岡高専人財育成基金にご理解とご賛同をいただき、ご寄附いただいた個人・法人の皆様には厚く御礼申し上げます。

ご寄附いただいた皆様に顕彰させていただくため、ご芳名を掲載させていただいております。（※50音順で掲載しております。）

https://www.tsuruoka-nct.ac.jp/kyouiku_kenkyu/jinzaiikuseikikin/

8. 本件に対する問い合わせ先

〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田 104

鶴岡工業高等専門学校総務課財務係

電話番号 : 0235-25-9046

F A X 番号 : 0235-24-1840

メールアドレス : zaimu@tsuruoka-nct.ac.jp

9. 寄付金申込書および振込依頼書ダウンロード

寄付金申込書（Word形式）、振込依頼書（PDF形式）

https://www.tsuruoka-nct.ac.jp/kyouiku_kenkyu/jinzaiikuseikikin/